

第1章 総則

第1条 東京福祉大学大学院（以下、「本大学院」という。）は教育基本法及び学校教育法に則り、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を養うことによって、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科・専攻の人材養成等に係る目的は以下のとおりである。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程)

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える人材を養成する。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程後期(博士課程)

社会福祉学の新しい研究方法の開発と新しい社会福祉実践の理論と方法の構築に貢献できる研究者、さらに国内外の大学、研究所、国連などの国際機関で主に研究者として指導的役割を果たすことができる専門家を養成する。

社会福祉学研究科児童学専攻修士課程

幼児教育や特別支援教育の現場、保育、病児・病後児保育や子育て支援の現場、児童福祉関連施設や行政の現場などで、実践的に幅広く活躍できる指導者や研究者を養成する。

教育学研究科教育学専攻修士課程

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる人材を養成する。

心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期(修士課程)

「こころ」の「やまい」や不適応症状の早期発見、早期治療、予防や教育的カウンセリングに精通し、「こころ」の問題や葛藤に苦しむ人々に、レベルの高い臨床心理技術と福祉の心を持って適切に対応できる質の高い人材を養成する。

心理学研究科臨床心理学専攻博士課程後期(博士課程)

臨床心理学に関するより高度な研究と教育を体系的に実践し、臨床心理学に関わる高度職業人、カウンセラーの指導者並びに研究者を養成する。

3 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため本大学院における教育・研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

4 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 博士課程はこれを前期2年及び後期3年の課程に区分する。

3 博士課程前期は修士課程として取り扱うものとする。

4 修士課程（博士課程前期を含む。以下同じ）は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度な専門性を要する職業等に必要高度な専門家としての読解力、文章表現力、発表能力、学問

的な論理的思考力、問題発見・解決能力を養うことを目的とする。

- 5 博士課程後期は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な世界基準に合致する高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	博士課程
	児童学専攻	修士課程
教育学研究科	教育学専攻	修士課程
心理学研究科	臨床心理学専攻	博士課程

- 2 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期、社会福祉学研究科児童学専攻修士課程、心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期に通信教育課程を併設し、必要な事項は別に定める。

第4条 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年、博士課程後期の標準修業年限は3年とする。

第5条 本大学院学生の定員を次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻 博士課程前期	70 名	140 名
	社会福祉学専攻 博士課程後期	3 名	9 名
	児童学専攻 修士課程	10 名	20 名
教育学研究科	教育学専攻 修士課程	30 名	60 名
心理学研究科	臨床心理学専攻 博士課程前期	30 名	60 名
	臨床心理学専攻 博士課程後期	3 名	9 名

- 2 臨床心理士受験資格に関する定員、事項は別に定める。

第2章 教員組織等

第6条 本大学院の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という。）は、本大学院で定める資格を有する教員が担当し、分担する。

第7条 本大学院各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関する事項は別に定める。

第3章 教育方法等

第7条の2 本大学院の教育課程は、教育基本法、学校教育法及び大学院設置基準等の関連法令に基づくとともに、本大学院の建学の精神・使命や教育の目的を達成するため、本大学院の定める教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、編成するものとする。

第8条 本大学院の教育は、研究指導によって行うものとする。

第9条 本大学院における授業科目並びにその単位数等を別表1に定める。また、その履修方法、経過措置等の詳細については、「東京福祉大学大学院 教育課程及び履修方法に関する規程」に定める。

2 資格に関する科目等については別に定める。

（メディアを利用して行う授業）

第9条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、学則別表に定める。

第10条 本大学院指導教員のうちから各学生の研究指導を担当する指導教員（以下、「指導教員」という。）を定める。

2 学生は入学後、所定の期日内に各大学院指導教員のうちから定められた指導教員の指導のもとに授業科目の選択及び学位論文の作成などを行うものとする。

第11条 本大学院は、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、研究科における選択科目として、他の大学院（外国の大学院へ留学する場合を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。ただし、他の大学院の承認を得なければならない。

2 前項の規定により修得した単位については、修士課程においては10単位までを所定の単位数に算入することができる。

第12条 本大学院は、指導教員が教育上特に必要と認めた場合、研究科委員会の承認を得て、当該学生が大学院に入学する前に大学院において修得した単位を修士課程において修得した単位として認定することができる。

2 前項の規定により認定できる単位数は、編入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 本大学院は、指導教員が教育上特に必要と認めた場合、研究科委員会の承認を得て、当該学生が他の大学院（外国の大学院を含む。）、又は研究所（大学の研究所を含む。）等において研究指導を受けることを許可することができる。ただし、他の大学院又は研究所の許可を得なければならない。

4 前項に規定する場合において、研究指導を受ける期間は、修士課程の学生については、1年以内とする。

第13条 授業の単位、授業日数、授業期間、単位の授与等の基準は、本学則等に定めのないときは、学部の授業の単位等の基準に準ずる。

- 2 夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第4章 課程の修了

第14条 修士課程の修了の要件は、大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該修士課程など博士課程前期の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 修士論文・修士最終試験については、別にこれを定める。

第15条 博士課程の修了の要件は、大学院に5年（博士課程前期を修了したものにあつては、当該課程における2年の在学期間も含む。）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に3年（修士課程に2年以上在学した者については当該課程の2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、前項中「5年」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学した者については当該課程の2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読替えて、同項の規定を適用する。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者の在学期間に関しては、3年以上とする。
- 4 博士論文・博士最終試験については、別にこれを定める。

第16条 本大学院における最長在学年数は、修士課程及び博士課程前期にあつては5年、博士課程後期にあつては7年とする。

- 2 本大学院研究科博士課程に3年以上在学し、博士論文提出有資格者と認められた者の退学を満期退学という。満期退学後3年以内に再入学した場合、課程による博士学位の授与申請ができるものとする。
- 3 学長が認めた場合は、最長在学年数を越えて特別に延長を認める場合がある。

第5章 修士学位・博士学位

第17条 本大学院において修士又は博士の研究科の課程を修了した者に、修士又は博士の学位を授与する。

- 2 前項に定める者のほか、本大学院に博士論文を提出して、本大学院の行う博士論文の審査及び所定の試験に合格し、前項の者と同等以上の学力があると認められた者に博士の学位を授与する。

3 学識顕著にして文化、教育、研究、社会の発展に多大の貢献をなし、あるいは本学と本学の関連専門学校等の発展に特に功績顕著であると判断された者、又は本学の研究及び教育に著しい功績のある者に対し、学長は自らの判断で名誉博士の学位を贈ることができる。

4 授与する学位については、次の区分に従うものとする。

修士（社会福祉学）	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻博士課程前期（修士課程）
修士（児童学）	社会福祉学研究科	児童学専攻修士課程
修士（教育学）	教育学研究科	教育学専攻修士課程
修士（臨床心理学）	心理学研究科	臨床心理学専攻博士課程前期（修士課程）
博士（社会福祉学）	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻博士課程後期（博士課程）
博士（臨床心理学）	心理学研究科	臨床心理学専攻博士課程後期（博士課程）

第18条 学位に関する規程は、本章に定めるもののほか、別にこれを定める。

第6章 入学・編入

第19条 本大学院に入学して修士課程及び博士課程前期を修め得る者の資格は次のとおりとする。

- (1) 学士の学位を有する者または大学を卒業した者
- (2) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (3) 大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者
- (4) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 外国において、学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

第20条 本大学院の博士課程前期への編入学については次のとおりとする。

- (1) 学長は、他の大学院の博士課程前期課程又は修士課程を1学期間以上修了した者から、本大学院に編入学の願い出がある場合、審査の上これを許可することができる。
- (2) 編入学者の修業年限及び在学年限については、本学則第11条、第12条及び第13条を基準に当該学生の入学前の課程を勘案し、決定する。

第21条 本大学院に入学して博士課程後期を修め得る者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 前号と同等以上の外国の学位を有する者
- (3) 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者

第22条 本大学院の入学時期は毎年4月及び10月とする。

- 2 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続を行うものとする。

- 3 前項の志願者（博士課程前期から博士課程後期への進学志願者を含む）については、所定の選抜試験を行い、許可又は不許可を決定する。
- 4 入学に関する手続は、別にこれを定める。

第7章 留学・休学・転学及び退学

第23条 学長は、本大学院と協定のある外国の大学院又は本大学院が認定する外国の大学院等へ留学を希望する者に対し、選考の上これを許可することができる。

- 2 留学の種類は、交換留学及び認定留学とする。
- 3 第1項で許可を受けた学生が留学先大学院等で修得した単位については、本学則第11条第2項の規定を適用し、当該研究科において修得した単位として認定することができる。
- 4 留学の期間は、1学期間又は2学期間とし、その期間を本学における在学期間に算入することができる。
- 5 交換留学及び認定留学に関する規程は、別にこれを定める。

第24条 疾病その他のやむを得ない事由によって休学又は退学しようとする者は、休学願い又は退学願いを提出し、学長の許可を得なければならない。ただし、休学の期間は原則として通算2年以内とし、2年を経過してなお復学又は退学しない場合は除籍される。

- 2 休学した者が復学しようとする場合は、原則として休学期間満了前に復学を願い出るものとする。
- 3 休学を認められた者は授業料、その他諸費用を免除される。ただし、別に定める休学在籍料を納入しなければならない。
- 4 休学期間は在学期間に算入しない。

第25条 前条第1項により退学した者が、その復学・再入学を願い出たときは、学長がこれを許可することができる。退学した者又は除籍された者が再入学しようとする場合は、退学又は除籍の日から、2年以内に再入学を願い出るものとする。

第26条 本大学院から他の大学院に転学する者は所定の手続を行わなければならない。

- 2 転学に関する手続は別にこれを定める。

第8章 学年・学期及び休日

第27条 本大学院の学年は4月1日から翌年3月31日までとし、4月1日から9月30日までを春学期、10月1日から翌年3月31日までを秋学期とする。

第28条 本大学院の休業日を次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 本学創立記念日（6月26日）
- (3) 春季休業日 2月25日から3月31日まで
- (4) 夏季休業日 7月30日から9月25日まで
- (5) 冬季休業日 12月20日から1月10日まで

(6) その他特に大学が定めた日

2 研究科長は前各号の休業日を変更し、また臨時に休業の日を定めることができる。

第9章 学費

第29条 本大学院の入学金・授業料等は別表2のとおりとし、その他学費及び各種手数料に関する規程は別にこれを定める。

2 授業料その他学費を納入しない者は別に定める規程によって除籍する。

第10章 研究生・科目等履修生・交換学生及び短期留学生

第30条 本学において、特定の学術について研究することを志願する者があるときは、本学の教育・研究に支障のない場合に限り、選考の上研究生として入学を許可する。

2 研究生のその他必要な事項については、別にこれを定める。

3 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上特別研究生としてこれを許可する。

第31条 本大学院の特定授業科目について履修を希望する者があるときは、選考の上科目等履修生としてこれを許可する。

2 科目等履修生の履修し得る授業科目の科目数及び単位数は、別に定める。

3 科目等履修生は、履修した授業科目の試験を受けて、合格したときには所定の単位を与えるものとする。

第32条 本大学院と協定のある外国の大学の大学院学生で、本学の授業科目の履修を希望し、当該大学の推薦のある者については、学長は本学研究科委員会の議を経て、交換学生として入学を許可することができる。

2 学長は、外国の大学の大学院等との協定により、当該大学院学生を、短期留学生として入学を許可することができる。

3 交換学生及び短期留学生に関する規程は、別にこれを定める。

第33条 本章に定めるほか研究生・科目等履修生・交換学生及び短期留学生について、本学則及び他の規程に特別の定めのない事項については、学部の規定を準用する。

第11章 賞罰

第34条 品行方正、学術優秀、志操堅固な者は、これを表彰する。

第35条 学生としてその本分にもとる行為があったときは、学長は、次の各号のいずれかの懲戒を加えることができる。

(1) 戒告

(2) 受験停止

(3) 停学

(4) 懲戒退学

(5) 抹籍退学

2 次の各号の一に該当する学生に対しては、学長は前項第4号及び第5号の退学を命じることができる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学業態度不誠実かつ学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 懲戒に関するその他必要事項は別に定める。

第12章 学生心得

第36条 学生は、次に掲げる事項を守り、本大学院設立の根本精神を体得するように努めなければならない。

(1) 常に広い視野に立って専門学術を研究し、精深な学識を涵養するに努めること

(2) 学則及び諸規則を守り、つねに品位と秩序を保ち、本大学院学風の振興に努めること

第37条 この学則の改廃は、教育研究評議会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行うものとする。

(附 則)

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成25年1月25日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成28年5月26日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、令和5年10月1日から施行する。

別表 1 (第 9 条)

社会福祉学専攻 (博士前期) (平成 29 年度以前の入学者用)

授業科目の名称		配当 年次	単位数		修了要件	
			必修	選択		
必修 研究 科目	社会福祉原理特論	1・2	4		4 科目 16 単位必修	
	社会福祉援助技術特論	1・2	4			
	社会福祉研究法特論	1・2	4			
	社会福祉調査統計特論	1・2	4			
	社会福祉援助技術演習	1・2	4			
	精神保健福祉援助演習	1・2	4			
選択 科目 群	実践	スーパービジョン特論	1・2		2	修了要件 必修科目 24 単位、他 6 単位 以上を選択必修 経営福祉コース履修者は、 経営福祉関連研究から 6 単 位以上を選択必修 上記の要件を満たす 30 単位 以上を取得し、修士論文を 提出し、審査及び最終試験 に合格すること。
	社会 福祉 原理 ・ 制度 研究	精神医学特論	1・2		2	
		老年・小児医学特論	1・2		2	
		福祉リスクマネジメント特論	1・2		2	
		社会保障政策特論	1・2		2	
		福祉マネジメント特論	1・2		2	
		高齢者保健福祉特論	1・2		2	
		児童福祉特論	1・2		2	
		障害者福祉特論	1・2		2	
		社会保障特論	1・2		2	
		地域福祉特論	1・2		2	
		公的扶助特論	1・2		2	
		精神保健福祉特論	1・2		4	
	海外福祉事情特論	1・2		2		
	社会福祉法特論	1・2		2		
	関 連 研 究	精神保健福祉援助技術総論特論	1・2		2	
		精神保健福祉援助技術各論特論	1・2		2	
		精神保健学特論	1・2		2	
		精神科リハビリテーション特論	1・2		2	
		情報処理特論	1・2		2	
		社会病理学特論	1・2		2	
	経 営 福 祉 関 連 研 究	経済学特論	1・2		2	
		社会福祉経営特論	1・2		2	
		医療経営特論	1・2		2	
		財務会計特論	1・2		2	
		マーケティング特論	1・2		2	
		オーガニゼーション特論	1・2		2	
		管理会計特論	1・2		2	
		経営財務特論	1・2		2	
		医療経済特論	1・2		2	
非営利企業特論		1・2		2		
経営福祉研究法特論		1・2		2		
課題研究		課題研究	1・2	4		

社会福祉学専攻（博士前期）（平成 30 年度以降の入学用）

授業科目の名称		配当 年次	単位数		修了要件	
			必修	選択		
必修 研究 科目 群	社会福祉研究方法特論	1・2	4		1 科目 4 単位必修	
	専門演習 I A(社会福祉制度・政策理論研究)	1		2	※1 科目 2 単位以上を選択必修	
	専門演習 I B(援助技術・実践研究)	1		2		
	専門演習 I C(経営福祉関連研究)	1		2		
	専門演習 II A(社会福祉制度・政策理論研究)	2		2	※1 科目 2 単位以上を選択必修	
	専門演習 II B(援助技術・実践研究)	2		2		
	専門演習 II C(経営福祉関連研究)	2		2		
選択 科目 群	社会福祉制度・政策理論研究	社会福祉原理特論	1・2		2	必修研究科目群および課題研究から 12 単位、他 18 単位以上を選択科目群から選択
		高齢者保健福祉特論	1・2		2	
		児童福祉特論	1・2		2	
		障害者福祉特論	1・2		2	
		社会保障特論	1・2		2	
		地域福祉特論	1・2		2	
		公的扶助特論	1・2		2	
		海外福祉事情特論	1・2		2	
		社会福祉法特論	1・2		2	
		精神保健福祉特論	1・2		2	
	援助技術・実践研究	社会福祉援助技術特論	1・2		2	経営福祉コース履修者は、経営福祉関連研究から 6 単位以上、社会福祉制度・政策理論研究または援助技術・実践研究から 10 単位以上を選択必修、他 2 単位以上を選択科目群から修得
		社会福祉援助技術演習	2		2	
		精神保健福祉援助技術特論	1・2		2	
		精神保健福祉援助技術演習	2		2	
		スーパービジョン特論	1・2		2	
		精神医学特論	1・2		2	
		精神科リハビリテーション特論	1・2		2	
		老年・小児医学特論	1・2		2	
		福祉リスクマネジメント特論	1・2		2	
		社会福祉調査統計特論	1・2		4	
	経営福祉関連研究	経営福祉研究方法特論	1・2		2	経営福祉コース以外の社会福祉学専攻履修者は、社会福祉制度・政策理論研究または援助技術・実践研究から 14 単位以上を選択必修、他 4 単位以上を選択科目群から修得(経営福祉関連研究を含む)
		経済学特論	1・2		2	
		社会福祉経営特論	1・2		2	
		医療経営特論	1・2		2	
		財務会計特論	1・2		2	
		マーケティング特論	1・2		2	
		オーガニゼーション特論	1・2		2	
管理会計特論		1・2		2		
経営財務特論		1・2		2		
非営利企業特論		1・2		2		
福祉マネジメント特論	1・2		2			
課題研究	課題研究	1・2	4		上記の要件を満たす 30 単位以上を取得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。	

社会福祉学専攻（博士後期）

授業科目の名称	配当年次	単位数		修了要件
		必修	選択	
社会福祉原理特殊講義	1・2・3		4	1科目4単位以上を選択必修 必修科目4単位 上記の単位を修得し、博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
社会福祉援助技術論特殊講義	1・2・3		4	
社会福祉政策特殊講義	1・2・3		4	
統計解析特殊講義	1・2・3		4	
精神保健福祉論特殊講義	1・2・3		4	
高齢者福祉特殊講義	1・2・3		4	
国際福祉特殊講義	1・2・3		4	
上級社会福祉研究法	1・2・3		4	
非営利企業特殊講義	1・2・3		4	
課題研究	1・2・3	4		

児童学専攻（修士）

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		修了要件
			必修	選択	
保育児童学分野	児童学研究基礎論	1	2		必修科目10単位、選択科目20単位以上を修得 上記の要件を満たす30単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
	教育学特論	1	2		
	保育児童学調査研究法	1	2		
	乳幼児保育学特論	1		2	
	幼児教育学特論	1		2	
	幼児教育実践演習	2		2	
	保育内容研究特論	2		2	
	表現文化実践特論	1		2	
	表現文化実践演習	2		2	
	子育て支援特論	1		2	
	子育て支援演習	2		2	
	発達心理学特論	1		2	
家族福祉特論	2		2		
保健・医療児童学分野	小児保健特論	1		2	
	病児保育学特論	1		2	
	学校保健特論	1		2	
	児童環境保健学特論	2		2	
	児童安全管理学特論	1		2	
	小児リスクマネジメント特論	1		2	
	小児医学特論	1		2	
特別ニーズ児童学分野	障害児保育特論	1		2	
	障害児保育演習	2		2	
	言語発達特論	1		2	
	カウンセリング特論	1		2	
	カウンセリング演習	2		2	
研究指導	課題研究	1・2	4		

臨床心理学専攻（博士前期）（平成 29 年度以前の入学用）

授業科目の名称		配当年次	単位数		修了要件		
			必修	選択			
科目群 必修研究	臨床心理学特論	1・2	4				
	臨床心理面接特論	1・2	4				
	臨床心理査定演習	1・2	4				
	臨床心理基礎実習	1・2	2				
	臨床心理実習	1・2	2				
選択研究 科目群	A	心理統計法特論	1・2		2	必修 20 単位、他 A, B, C, D, E からそれぞれ 1 科目 2 単位以上、計 10 単位以上を選択必修 上記の要件を満たす 30 単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。	
		心理学研究法特論	1・2		2		
		臨床心理学研究法特論	1・2		2		
	B	教育心理学特論	1・2		2		
		発達心理学特論	1・2		2		
	C	社会心理学特論	1・2		2		
		社会病理学特論	1・2		2		
		家族心理学特論	1・2		2		
		犯罪心理学特論	1・2		2		
	D	臨床心理関連行政論	1・2		2		
		精神医学特論	1・2		2		
	E	障害者（児）心理学特論	1・2		2		
		心理療法特論	1・2		2		
		学校臨床心理学特論	1・2		2		
		喪失の悲しみへの援助	1・2		2		
	F	芸術療法特論	1・2		2		
		心理学総論特論	2		2		
	課題研究	課題研究	1・2	4			

臨床心理学専攻（博士前期）（平成 30 年度の入学用）

授業科目の名称		配当 年次	単位数		修了要件
			必修	選択	
必修 研究 科目 群	臨床心理学特論	1・2	4		必修 20 単位、他 A, B, C, D, E からそれぞれ 1 科目 2 単位以上、計 10 単位以上を選択必修 上記の要件を満たす 30 単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	1・2	2		
	臨床心理面接特論Ⅱ	1・2	2		
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	1・2	2		
	臨床心理査定演習Ⅱ	1・2	2		
	臨床心理基礎実習	1・2	2		
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	2	1		
	臨床心理実習Ⅱ	2	1		
	課題研究	1・2	4		
選択 研究 科目 群	A 群	心理統計法特論	1・2		2
		心理学研究法特論	1・2		2
		臨床心理学研究法特論	1・2		2
	B 群	教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
		発達心理学特論	1・2		2
	C 群	社会心理学特論	1・2		2
		社会病理学特論	1・2		2
		家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	1・2		2
		犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
	D 群	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
		福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
	E 群	心理療法特論	1・2		2
		学校臨床心理学特論	1・2		2
		喪失の悲しみへの援助	1・2		2
		芸術療法特論	1・2		2
	F 群	心理実践実習Ⅰ	1・2		3
		産業・労働心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
		心の健康教育に関する理論と実践	1・2		2
心理学総論特論		2		2	

※「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）」と「心理実践実習Ⅰ」をあわせて 450 時間とする。

臨床心理学専攻（博士前期）（平成 31 年度の入学用）

臨床心理コース

授業科目の名称		配当 年次	単位数		修了要件
			必修	選択	
必修 研究 科目 群	臨床心理学特論	1・2	4		必修 20 単位、他 A, B, C, D, E からそれぞれ 1 科目 2 単位以上、計 10 単位以上を選択必修 上記の要件を満たす 30 単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	1・2	2		
	臨床心理面接特論Ⅱ	1・2	2		
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	1・2	2		
	臨床心理査定演習Ⅱ	1・2	2		
	臨床心理基礎実習	1・2	2		
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	2	1		
	臨床心理実習Ⅱ	2	1		
	課題研究	1・2	4		
選択 研究 科目 群	A 群	心理統計法特論	1・2		2
		心理学研究法特論	1・2		2
		臨床心理学研究法特論	1・2		2
	B 群	教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
		発達心理学特論	1・2		2
	C 群	社会心理学特論	1・2		2
		社会病理学特論	1・2		2
		家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	1・2		2
		犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
	D 群	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
		福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
	E 群	心理療法特論	1・2		2
		学校臨床心理学特論	1・2		2
		喪失の悲しみへの援助	1・2		2
		芸術療法特論	1・2		2
F 群	心理実践実習Ⅰ	1・2		3	
	産業・労働心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2	
	心の健康教育に関する理論と実践	1・2		2	
	心理学総論特論	2		2	
	心理支援総論特論	2		2	

※「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）」と「心理実践実習Ⅰ」をあわせて 450 時間とする。

臨床心理学専攻（博士前期）（令和2年度以降の入学用）

臨床心理コース

授業科目の名称		配当年次	単位数		修了要件
			必修	選択	
必修 研究 科目 群	臨床心理学特論	1・2	4		必修 18 単位、他 A, B, C, D, E からそれぞれ 1 科目 2 単位以上、計 10 単位以上を選択必修 上記の要件を満たす 30 単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	1・2	2		
	臨床心理面接特論Ⅱ	1・2	2		
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	1・2	2		
	臨床心理査定演習Ⅱ	1・2	2		
	臨床心理基礎実習	1・2	2		
	課題研究	1・2	4		
選択 研究 科目 群	A 群	心理統計法特論	1・2		2
		心理学研究法特論	1・2		2
		臨床心理学研究法特論	1・2		2
	B 群	教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
		発達心理学特論	1・2		2
	C 群	社会心理学特論	1・2		2
		社会病理学特論	1・2		2
		家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	1・2		2
		犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
	D 群	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
		福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	1・2		2
	E 群	心理療法特論	1・2		2
		学校臨床心理学特論	1・2		2
		喪失の悲しみへの援助	1・2		2
		芸術療法特論	1・2		2
	F 群	心理実践実習Ⅰ	1・2		3
		臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	2		1
臨床心理実習Ⅱ		2		1	
産業・労働心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）		1・2		2	
心の健康教育に関する理論と実践		1・2		2	
心理学総論特論		2		2	
心理支援総論特論		2		2	

※「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）」と「心理実践実習Ⅰ」をあわせて450時間とする。

公認心理師コース

授業科目の名称		配当年次	単位数		修了要件
			必修	選択	
必修 研究 科目 群	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	1・2	2		必修研究科目群 22 単 位、選択研究科目群か ら 8 単位以上、計 30 単位以上を修得し、修 士論文を提出し、審査 及び最終試験に合格す ること。
	福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	1・2	2		
	教育心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	1・2	2		
	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	1・2	2		
	産業・労働心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	1・2	2		
	心理的アセスメントに関する理論と実践	1・2	2		
	心理支援に関する理論と実践	1・2	2		
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	1・2	2		
	心の健康教育に関する理論と実践	1・2	2		
	課題研究	1・2	4		
選択 研究 科目 群	心理実践実習Ⅰ	1・2		3	
	心理実践実習Ⅱ	2		1	
	心理統計法特論	1・2		2	
	心理学研究法特論	1・2		2	
	臨床心理学研究法特論	1・2		2	
	発達心理学特論	1・2		2	
	社会心理学特論	1・2		2	
	社会病理学特論	1・2		2	
	心理援助法特論	1・2		2	
	スクールカウンセリング特論	1・2		2	
	アートセラピー特論	1・2		2	
心理支援総論特論	2		2		

※心理実践実習Ⅰと心理実践実習Ⅱをあわせて450時間とする。

臨床心理学専攻（博士後期）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		修了要件
			必修	選択	
研究指導	臨床心理学特別演習Ⅰ	1	2		研究指導科目6単位を含め必修10単位、選択6単位以上、計16単位以上を取得し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
	臨床心理学特別演習Ⅱ	2	2		
	臨床心理学特別演習Ⅲ	3	2		
臨床心理学分野	臨床心理学特殊研究	1	4		
	臨床心理査定特殊研究	1・2		2	
	家族心理学特殊研究	1・2		2	
	高齢者心理学特殊研究	1・2		2	
	教育心理学特殊研究	1・2		2	
	発達障害特殊研究	1・2		2	
	家族療法特殊研究	2・3		2	
	心理療法特殊研究	2・3		2	
	言語療法特殊研究	2・3		2	
学校臨床心理学特殊研究	2・3		2		
関連学問分野	認知心理学特殊研究	2・3		2	
	生理心理学特殊研究	2・3		2	
	心理統計法特殊研究	2・3		2	
	精神医学特殊研究	2・3		2	

教育学専攻（修士）（平成30年度以前の入学者用）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
必修科目	教育学総論	1	2		必修科目 10 単位、選択科目 20 単位以上（6 単位は教育学分野の科目から修得する）を修得 上記の要件を満たす 30 単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。	
	課題研究Ⅰ	1	4			
	課題研究Ⅱ	2	4			
選択科目	教育学分野	学級経営学特論	1・2			2
		生徒指導特論	1・2			2
		生徒指導演習	1・2			2
		教育社会学特論	1・2			2
		教育社会学演習	1・2			2
		教育方法学特論	1・2			2
		教育方法学演習	1・2			2
		カリキュラム開発特論	1・2			2
		カリキュラム開発演習	1・2			2
		環境教育学特論	1・2			2
		地域連携福祉教育特論	1・2			2
		臨床発達支援特論	1・2			2
		臨床発達支援演習	1・2			2
教育臨床心理学特論	1・2		2			
教育臨床心理学演習	1・2		2			
養護教育・特別支援分野	養護教育・特別支援分野	教育生理学特論	1・2		2	
		国際保健学特論	1・2		2	
		人間環境学特論	1・2		2	
		学校救急看護学特論	1・2		2	
		健康相談学特論	1・2		2	
		学習困難児指導特論	1・2		2	

学分野	心理臨床	認知心理学特論	1・2		2
		人間関係特論	1・2		2
		児童心理学特論	1・2		2
		心理統計学演習	1・2		2
関連研究科目	分野	教育データ分析演習	1・2		2
		教育情報メディア演習	1・2		2
		学習理論特論	1・2		2
関連研究科目	英語・異文化教育分野	異文化コミュニケーション演習	1・2		2
		異文化理解特論	1・2		2
		英文表現演習	1・2		2

教育学専攻（修士）（平成 31 年度の入学者用）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
必修科目	教育学総論	1	2			
	課題研究Ⅰ	1	4			
	課題研究Ⅱ	2	4			
選択科目	教育学分野	学級経営学特論	1・2		2	必修科目 10 単位、選択科目 20 単位以上（6 単位は教育学分野の科目から修得する）を修得 上記の要件を満たす 30 単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
		生徒指導特論	1・2		2	
		生徒指導演習	1・2		2	
		教育社会学特論	1・2		2	
		教育社会学演習	1・2		2	
		教育方法学特論	1・2		2	
		教育方法学演習	1・2		2	
		カリキュラム開発特論	1・2		2	
		カリキュラム開発演習	1・2		2	
		環境教育学特論	1・2		2	
		地域連携福祉教育特論	1・2		2	
		臨床発達支援特論	1・2		2	
		臨床発達支援演習	1・2		2	
		教育臨床心理学特論	1・2		2	
		教育臨床心理学演習	1・2		2	
		教育哲学特論	1・2		2	
		教育人間学特論	1・2		2	
		教育史特論	1・2		2	
		教育行政学特論	1・2		2	
		生涯学習・社会教育特論	1・2		2	
特別支援分野	養護教育・	教育生理学特論	1・2		2	
		国際保健学特論	1・2		2	
		人間環境学特論	1・2		2	
		学校救急看護学特論	1・2		2	
		健康相談学特論	1・2		2	
		学習困難児指導特論	1・2		2	
学分野	心理臨床	認知心理学特論	1・2		2	
		人間関係特論	1・2		2	
		児童心理学特論	1・2		2	
		心理統計学演習	1・2		2	
関連研究科目	分野	教育データ分析演習	1・2		2	
		教育情報メディア演習	1・2		2	
		学習理論特論	1・2		2	
		質的教育研究法	1・2		2	
		英語・異文化教育分野	異文化	異文化コミュニケーション演習	1・2	
異文化理解特論	1・2				2	
英文表現演習	1・2				2	
多文化共生教育特論	1・2				2	

--	--	--	--	--	--	--	--

教育学専攻（修士）（令和2年度以降の入学用）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
必修科目	教育学総論	1	2		必修科目 10 単位、研究方法科目 4 単位以上、選択科目 16 単位以上（内 10 単位は教育学領域の科目）を修得 上記の要件を満たす 30 単位以上を修得し、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。	
	課題研究Ⅰ	1	4			
	課題研究Ⅱ	2	4			
研究方法科目	量的教育研究法	1		2		
	質的教育研究法	1		2		
	アカデミックライティング&プレゼンテーション	1		2		
選択科目	教育学領域	教育哲学特論	1・2			2
		教育人間学特論	1・2			2
		教育史特論	1・2			2
		教育課程特論	1・2			2
		教育方法学特論	1・2		2	
		教育社会学特論	1・2		2	
		教育行政学特論	1・2		2	
		教育情報学特論	1・2		2	
	生涯学習・社会教育学特論	1・2		2		
	子ども支援領域	特別支援教育特論	1・2		2	
		生涯発達心理学特論	1・2		2	
		生徒指導特論	1・2		2	
		学級経営学特論	1・2		2	
		子ども家庭福祉特論	1・2		2	
		教育情報メディア演習	1・2		2	
	多文化共生領域	多文化共生教育特論	1・2		2	
		異文化理解特論	1・2		2	
		異文化コミュニケーション演習	1・2		2	
		比較教育文化演習	1・2		2	
	資格課程科目 得のための 修免許状取 養護教諭専	教育保健学特論	1・2		2	
学校看護学特論		1・2		2		
教育健康学特論		1・2		2		

別表 2 (第29条)

社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程前期			
入学金	授業料	施設設備費	入学検定料
200,000	670,000	110,000	35,000

社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程後期				
	入学金	授業料	施設設備費	入学検定料
2022年度以降の入学者	200,000	810,000	110,000	35,000
2021年度までの入学者	200,000	670,000	110,000	35,000

社会福祉学研究科 児童学専攻 修士課程			
入学金	授業料	施設設備費	入学検定料
200,000	670,000	110,000	35,000

心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程前期			
入学金	授業料	施設設備費	入学検定料
200,000	670,000	210,000	35,000

心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程後期				
	入学金	授業料	施設設備費	入学検定料
2022年度以降の入学者	200,000	810,000	160,000	35,000
2021年度までの入学者	200,000	670,000	160,000	35,000

教育学研究科 教育学専攻 修士課程			
入学金	授業料	施設設備費	入学検定料
200,000	670,000	110,000	35,000

中国語対応学位プログラム (全学部共通)	
	授業料
2023年度以降の入学者	1,855,000

※ 東京福祉大学の学部卒業生は、入学金を半額とする。

※ 各種手数料その他については別途定める。